

告示第16号

坂城町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町長

坂城町高齢者補聴器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の機能低下のある高齢者に対し生活支援及び社会参加の促進を図るため、補聴器の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「補聴器」とは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器」（平成17年3月25日付厚生労働省告示第112号）別表第3番号361に定める医療機器のうち、令和7年4月1日以降に購入されたものをいう。ただし、当該補聴器の購入費用等に対し、他の補助金の交付を受けたものを除く。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している者で、申請の時点において満65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障がいのある身体障害者手帳の交付を受けていない者
 - (3) 両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満又は片耳の聴力レベルが40デシベル以上で他耳の聴力レベルは90デシベル未満である者
 - (4) 耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の装用が必要であることが証明されている者
 - (5) 町税等の滞納がない者
- 2 前項の規定にかかわらず、過去にこの補助金の補助決定を受けた日の翌日から起算して5年未満の者は対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールドを含む。）の購入に要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、購入費用の2分の1以内とし、30,000円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補聴器を購入した日から3か月以内に、坂城町高齢者補聴器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 医師証明書（様式第2号）
- (2) 補聴器の購入に係る領収書の写し
- (3) 購入した補聴器のカタログの写し等管理医療機器としての補聴器であることが分かる書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 前条に規定する交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付を決定したときは坂城町高齢者補聴器購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の交付決定を受けた者が、補助金の交付を請求しようとするときは、坂城町高齢者補聴器購入費補助金交付請求書（様式第4号）を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 規則第15条第1項各号に該当する場合のほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。